

控除限度額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表2）記載の手引

（令和元年改正）

1 この明細書の用途等

この明細書は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人及び都内の市町村と特別区の双方に事務所又は事業所を有する法人が道府県民税の控除限度額を地方税法施行令第9条の7第7項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「法人税の控除限度額①」	法人税の明細書別表6(3)の「1」欄の金額を記載します。
3 「従業者数②」	地方税法第57条第2項に規定する従業者の数を各都道府県ごとに記載します。
4 「②で按分した法人税の控除限度額④」	<p>「法人税の控除限度額①」欄の金額を従業者数の「合計③」欄の総従業者数で除して1人当たりの法人税の控除限度額を算出し、「従業者数②」欄（各都道府県ごとの従業者数）の数を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>このとき、1人当たりの法人税の控除限度額に、小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該総従業者数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。</p> <p>また、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>
5 「税率⑤」	<p>当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。</p> <p>(1) 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人で、特別区の存する区域に事務所又は事業所を有する法人の「特別区分」欄 この欄には、特別区の存する区域以外の区域において都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合を記載します^{※1}。（地方税法施行規則第3条の2第1項第1号ロ）</p> <p>(2) 都内の市町村と特別区の双方に事務所又は事業所を有する法人の「特別区分」の欄 この欄には、地方税法施行令第9条の7第7項及び第29項で規定する割合を記載します。</p>
6 「道府県民税の控除限度額⑥」	<p>各都道府県ごとの「④」欄の金額に各都道府県ごとの「⑤」欄の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>
7 「補正後の従業者数⑧」	<p>各都道府県ごとの「②」欄の従業者数の「⑤」欄の税率を乗じて得た数を100分の1^{※2}で除して得た従業者数を記載します。</p> <p>この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>

※1 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、特別区の存する区域において課される都民税の法人税割の税率に12.9分の3.2を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下第一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。）を記載します。（平成27年総務省令第38号による改正前の地方税法施行規則第3条の2第1項第1号ロ）

※2 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度については、100分の1とあるのは100分の3.2とします。